

福井県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和2年度包括外部監査の結果に基づく改善措置を次のとおり公表する。

令和4年2月15日

福井県監査委員	笹岡 一彦
同	西畑 知佐代
同	江川 権一
同	伊藤 和弘

令和2年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： 道路事業の管理に関する財務事務の執行について

所管部局名 土木部

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
1	道路管理者(知事)の公示義務について	指摘	131	県が令和元年度に締結した兼用工作物に関する管理協定について公示していなかったのは、担当者の法律の理解不足と道路保全課内のチェック機能の欠如によるものである。このことから、兼用工作物だけでなく、他の公示義務がある項目についても公示が行われていないものがある可能性がある。公示が必要な項目の職員への周知を徹底した上で公示漏れという想定されるリスクに対する統制(コントロール)方法を設定する必要がある。	道路法上、公示の義務が必要な項目のリストを作成し、道路法に則って行う事務が発生した場合、リストを起案者が決裁に添付し、複数職員の確認が行える体制を整える。
1	長寿命化修繕計画について	意見	42	重要部分に共通する内容が多い現行の長寿命化修繕計画は、理解の容易さや誤解の回避および扱いやすさの観点から、「道路施設長寿命化修繕計画」として1つにまとめたほうがよいと思われる。	各施設ごとに作成した長寿命化修繕計画は、「福井県公共施設等総合管理計画」において道路施設として1つにまとめ記載していく。
2	工事関連書類のファイルの綴り方について	意見	46	工夫がなく拙いファイリングは作業能率を低下させる。作業能率の向上のため、どのような工事関連書類が綴られているか、必要な工事関連書類が揃っているかを容易に把握できるファイリングシステムを設定することが望まれる。対応策の一つとして、ファイルに目次とチェックシートを兼ねた「目次」を表紙として綴るのも一法である。	工事関係書類において、必要な書類が何かを職員全員が確認できるよう、書類の綴り順の参考例を作成した上で、各土木事務所へ通知し、統一化を図った。
3	稟議書類に付するチェックマークや押印について	意見	47	チェック機能の効果を保持するため、関係者全員が承認印を押印する欄において、各関係者の承認印の横に自分が使うチェックマークを記載することにより、誰がチェックマークを付けたか判別できるようにするのが望ましい。また、チェックや押印が過度になって効率性を阻害していないか、今一度見直したほうがよいのかもしれない。	経理担当者等については、以前から各人が使用するチェックマークの色を定め、チェック機能を確保している。また、過度な押印を見直し、所属内では承認印の押印を課長・補佐、グループリーダー、副担当者、担当者に限るようルール周知徹底を行った。
4	執行伺における決裁日の記載について	意見	47	正しい手続に則って決裁が行われていることを担保するためには決裁日の記載が必要。記載漏れを防ぐための手立てを工夫することが望まれる。	起案文書に決裁日の記載が必要なことは、時宜をとらえて所員に周知しているが、今後は契約金の支払時等を利用し、執行伺の決裁日の記載に漏れがないかを確認する。

*ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
5	会計チェック一覧表の運用について	意見	49	会計チェック一覧表の有効な運用のため、運用ルールを明らかにし、職員間で共有することが望まれる。	会計チェック一覧表については、内部統制制度の導入に伴い、「自己点検表」に集約したところである。今後も会計事務の適切な運用に努めていく。
6	見積書日付の記載について	意見	50	正しい手続に則って処理が行われていることを担保するためには見積書の日付の記載が必要である。業者への指導の徹底が望まれる。	引き続き見積書の日付の記載について、見積書受理時に確認を徹底するよう職員に指導していく。
7	請求書の未徴収について	意見	51	福井県が出えんしている外郭団体であっても、他の業者と同様に請求書を徴収すべきである。もし当該事項が年度末で生じていたならば、出納整理期間（2か月）を超過するところであり、新年度における過年度支出と処理せざるをえなくなる。請求書発行について債権者に伝達する際に受領受付期限を示すなどして、債権者からの請求書提出遅延が生じないよう配慮する必要がある。	請求書の徴収においては、請求先がどのような団体であるかに関わらず、等しく適切な対応を行っているところである。 特に年度末においては、出納整理期間内に支払いを終らせるため、必要に応じて公社を含む債権者に対し、引き続き請求書の提出を請求していく。
8	移管による道路の廃止に関する公示について	意見	58	公示は、記載の簡潔さを求められる。しかし、一般県民がその内容を理解できないものであってはならない。道路の区域変更の場合、旧道引き受けの確約を行った市町村名や移管を行った結果（県管理道路の区域変更により、県は道路管理者ではなくなったこと）などを明示して、区域変更の具体的内容を明らかにすべきである。	今後、旧道移管の区域変更の告示を行う場合、県報登載内容文の延長（単位：メートル）の右に備考欄を設け、「旧道移管」と記載する。
9	1者入札について	意見	63	1者入札が結果として生じることについて、ある程度は避けようがないことは理解できるが、入札公告により機会の均等を確保しているとはいえ複数の入札参加者による競争状況が生じていないのはやはり望ましくない。可能な限り要因分析を行い、次回以降の入札手続きに生かすようなPDCAサイクルの確立が望まれる。	公共工事等の発注における一般競争入札の入札参加要件においては、参加可能者数が一定数以上となるよう基準を定め、競争性が保たれるよう設定している。 しかし、入札の結果、1者入札となる案件も生じていることから、入札監視委員会において1者入札についての状況や分析等を行い、引き続き公共工事の円滑な施工確保につなげていく。
10	総合評価落札方式により入札を行っている場合の「基準価格」について	意見	67	制限価格以上か否かというファクターは評価値の中に織り込み済みであることを考慮すれば、誤った落札判定をしてしまうリスクを排除するという上でもシステム帳票「開札結果」における「制限価格以上」欄は不要と考える。	制限価格以上欄について、削除または「×」の表記変更等検討の上、改修を行っていく。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
11	指名競争入札における応札状況について	意見	69	指名された業者側にとって受注が困難な場合には「入札を辞退する」という選択肢もある中、あえて設計額と同額で応札する必要などないのではないだろうか。設計額との同額での応札がルールに反しているわけではないが、「次回の指名に影響があるのではないか」といった業者側の忖度があるのであれば、両者にとっての無駄な事務コストがかかっていると思われるので、聴き取りするなどして現状を把握した上で入札辞退も選択しうることが望ましい。	入札辞退を選択しうると積極的に周知することは、発注者として辞退を選択するよう誘導しているとの誤解を招く恐れも考えられ、業者の意思も尊重する必要があることから、積極的な対応は難しいが問い合わせ等があった場合は、辞退を行っても次回の指名に影響はない旨の説明を引き続き行っていく。
12	指名競争入札における入札辞退について	意見	70	指名競争入札においては、原則として5者以上の指名が要求されており、辞退者多数という状況は望ましくない。指名者の固定化や談合というリスクに十分配慮した上で、辞退者が多数に及んだ場合には詳細な原因分析が必要と考える。	意見のあった業務は、指名業者選定に当たり、奥越管内の有資格者の中から、大野市内の道路状況の精通度、信頼度、経営状況などを重視して選考している。結果的に指名辞退者が多数に及んだ理由として、指名された業者が採算が合わないと判断して辞退したものと分析しており、今後も引き続き適正な入札制度の運用を行っていく。
13	契約書の記載事項について	意見	73	契約書の重要記載事項である前払金については、契約の安定性および前払金支払限度額超過リスク排除の観点から、請負者による手書きを求めるのではなく、ほかの記載事項と同様に印字すべきであり、製本についても県側で行うべきであると考えている。	前払金の手書きされた契約書に関しては、法令上当初から双方が合意して記載した内容であれば、有効な契約であるとされている。また、どちらが製本すべきかについては法令上の規定はない。しかし、手書きの記載については、追加記載したのではないかとの疑念が生じる可能性もあることから、改善に向けた見直しを行っていく。また、押印や製本といった事務作業が不要となるよう契約の電子化についても検討を進めている。
14	変更理由書の記載方法について	意見	76	変更理由の記載方法を統一し、必要事項の記載が漏れのないようにするために、部内あるいは課内で決定し、ルールとして文書化すべきである。同時に、変更理由書の様式の見直しが望まれる。特に「当該変更の該当条文」欄と「変更設計額の請負額に対する比率」欄、「増減額の設計変更額に対する比率」欄を設け、その記載方法についてルール化すべきである。その上で、「理由」欄において、より一層の具体的な記載が望まれる。	変更理由の記載方法統一に向け、「記載方法を含めた運用の文書化」、「変更理由書の様式の見直し」、「変更理由の具体的な記載」において、公共工事行政情報システムの改修によるルール化などを検討していく。

*ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
15	適切な施設台帳による正確な工事予算の見積りについて	意見	77	正確な工事予算の見積りや適切な施設の維持管理を可能にするため、現在進めているSIMPLによる施設台帳のシステム化をできるだけ早く完了することが望まれる。	令和2年度にSIMPLによる法定点検施設のシステム化対応を完了した。引き続き、標識や照明施設等においてもシステム化を検討していく。
16	台帳の様式の統一について	意見	80	旧様式の台帳と新様式の台帳が混在している。台帳の様式の統一は、道路施設を効率的・計画的な維持管理を図ることを目的としているのであるから、すべての旧様式の台帳のデータを新様式の台帳のデータに移し替えるのが望ましい。	既に新様式への移行を随時行っているところであるが、引き続き、各施設の定期点検実施時に、順次旧様式のデータは新様式へ移行していく。
17	監督職員による道路パトロールの実施状況の確認について	意見	82	監督職員は、適正な監督を行うため、および善管注意義務を払ったことを証明するため、パトロールの計画と実績および頻度を明らかにする資料を作成・保存することが望ましい。	土木事務所で作成した実施計画書に基づき道路パトロールを行っており、提出されるパトロール日誌や実績報告書により監督職員が実施状況を確認している。道路保全課においても、必要な時に書類を速やかに確認できるよう、土木事務所と報告体制の確認を行った。
18	点検の計画及び実施について	意見	83	「最優先で点検すべき橋梁」と判断し、内部決定しているなら、その趣旨にあった計画を立て実行すべきである。すなわち、1巡5年度のうち少なくとも3年度目までですべて点検を実施するか、あるいは、当該橋梁の点検1巡のスペンを3年とか4年に短くすべきである。	最優先で点検すべき橋梁について、サイクルスパンの短縮化を行っているところである。
19	判定区分別リストの作成について	意見	85	損傷の具体的内容や今後の予定が記載されている点検結果の判定区分別リストは、一覧性を有しているため、措置の実施状況の確認や計画の策定などにおいて非常に役立つと思われる。このようなリストを簡単に作成できるプログラムをSIMPLにアドインする又はSIMPLからエクスポートしたデータを加工するなどリストを作成する方法を考えてこのようなリストを有効利用するのが望ましい。	SIMPL点検データを有効活用するため、データをエクスポートし、統計分析できるようにした。
20	点検した施設の措置の実施について	意見	87	福井県は、点検施設について判定区分がⅣのものはないが、ⅡやⅢは多く、他の都道府県・政令市等と比べて道路の老朽化が進んでいるといえる。この老朽化が進んでいる施設に対して、2巡目も1巡目と同様に早期の適切な措置を実施することが望まれる。	引き続き、2巡目の点検結果に対しても1巡目と同様に適切な措置を実施していく。
21	積雪等による冬期通行止めにおける事前通行規制の明確な基準の設定について	意見	89	積雪等による冬期通行止めにおいては、道路の便益の享受を妨げないようにするため、週に1回以上のパトロールと週間天気予報などを取り入れた事前通行規制の明確な基準を設け、それに従って適時に通行規制を行うのが望ましい。	過去の降雪実績をもとに、地域や路線ごとに冬期通行止め期間を予め設定し、通行止めを実施している。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
22	街路樹の選定に関する資料について	意見	90	街路樹は、その植樹の場所の状況及び周囲や他の場所の街路樹とのバランスなどにより、その場所にふさわしい樹種が異なってくる。マニュアルにおける樹種選定時の検討事項10項目について検討した結果及び選定過程や選定理由が明らかにした資料の作成・保存を徹底すべきである。	今後、新規植樹のみならず植え替えや補植についても樹種選定の検討を行い、資料作成・保存を徹底していく。
23	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」における記載ミスについて	意見	93	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」において、「徴収区分」欄に「一部免除」と記載すべきところを「徴収」と記載するミスが1件発見された。軽微なミスであり、このミスが他に影響をおよぼすことはないと思われる。しかし、このようにミスが残っているということは入力した本人のチェックや他の人のチェックが行われていないということであろう。内部統制上、何らかのチェックが入る方法を設定するのが望ましい。	今後は、占用許可の決裁をとる際に、占用物件の徴収区分、占用料、免除根拠および減免措置基準について、記載ミスのないように複数職員で確認する。
24	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」における減免措置の根拠の記載について	意見	94	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」および他の関連資料におけるこの「免除根拠」の欄には、明確化のためおよび記載ミスのようなミスを回避するため、「福井県道路占用料徴収条例」における減免措置基準のどの項目に該当するかを最下位の階層まで記載するのが望ましい。	免除根拠および減免措置基準については、占用許可の決裁時に複数職員で確認し、免除根拠の正確性を確認するなどし、占用許可の適正な管理に努めていく。
28	指定管理者選定にかかる競争性の確保について	意見	109	参加条件の緩和、指定管理料、料金収入に応じたインセンティブ制度の見直し等、競争性確保に向けて工夫が必要である。	令和2年度の指定管理者更新においては、福井駅西口市街地再開発工事により減収が見込まれることを考慮し、マイナスのインセンティブを設定しないなど指定管理者が参加しやすいよう見直しを行っている。その結果、2社の応募があった。引き続き、競争性確保に向けた工夫を検討していく。
29	フレキシブルな駐車料金の設定について	意見	110	駐車料金を変化する経済状況にあわせて柔軟に設定することが望まれる。	福井駅西口地下駐車場は、道路法に基づく駐車場であり道路附属物である。駐車料金の設定については、道路法第24条の2第2項第3号の規定により「周辺の民間駐車場等の業務を圧迫するような駐車料金の額であってはならない」とされているため、周辺民間駐車場と同程度の料金設定としている。今後北陸新幹線開業に向けて、より利用しやすい駐車場運営に努めていく。

*ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
30	指定管理者選定委員の構成について	意見	111	女性活躍の場を整備する観点から、「指定管理者制度に関する手引き」に従い委員全体の半数以上を女性とすること等、県のさらなる女性活躍に向けた取り組みを期待する。	福井駅西口地下駐車場指定管理者選定委員会の委員構成は、外部委員4名、内部委員1名（所管課長）となっており、外部委員4名に対して2名以上の女性委員を選定したものである。
31	福井県道路公社解散処理の説明責任について	意見	116	福井県道路公社は令和4年9月末をもって解散が決まっている。公社のこれまでの活動や債務超過に陥った経緯、県の長期貸付金の返済・処理方法等について県民への説明責任を果たすことが重要である。	福井県道路公社解散については、地方道路公社法第34条に基づき、令和4年2月議会において議案として上程したところである。 この公社解散の議案説明の中で、これまでの活動や債務超過に陥った経緯、県の長期貸付金の返済・処理方法等について説明していく。
32	管理道路一覧表のホームページにおける開示について	意見	132	全ての土木事務所において、情報の更新を適時に行わなければならない。適時とは、情報の内容に変更が生じた後すみやかに（〇日以内）あるいは定期的な更新日を部内で決定し、それをルール化するのがよいだろう。また、各土木事務所の管理道路一覧表の様式が統一されていない。県民に対するサービス向上の観点から土木部内で協議して様式を統一すべきである。	県民にとって有益となる情報を、迅速かつ分かりやすく提供することは重要なことであり、管理道路一覧の情報に変更があった場合には、速やかに更新することとした。なお、管理道路一覧表については様式を統一する。
33	道路のポータルサイトの作成について	意見	137	県は、県民や道路利用者の視点に立ち、その道路に関する需要や欲する情報を把握した上で、道路に関するあらゆる情報や知識を容易に入手できるよう、その玄関口となるポータルサイトを作成するのが望ましい。そうすることにより、県の道路行政に対する満足やより深い理解を県民から得ることができ、さらに、鉄道ファンならぬ道路ファン（道路（道路交通）に関心のある者）の増加をもたらすことにつながると思われる。	「みち情報ネットふくい」は、令和2年度から通年運用を開始した。冬期間以外は、福井県の「道の駅」やサイクリングルートなどを紹介するホームページへのリンクを貼って情報を提供している。今年度は、福井県の道路予算、主要事業や取組み状況をまとめた「福井県の道路2021」を紹介するサイトへのリンクを追加した。今後も道路利用者の利便性向上につながる情報を提供していく。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
25	公共事業の新規事業事前評価について	意見	99	道路に関する新規事業は、その事業の性格や金額の大きさから、県による自己評価だけではなく、公共事業等評価委員会においても審議することが望まれる。	これまでも、一定規模以上の公共事業については、県民パブリックコメント制度により県民の意見を聴く機会を設けていること、また第三者による評価内容のチェックが可能となるよう評価資料・データを公開し、事業評価の客観性、透明性を担保していることから、外部評価は実施しない。
26	公共事業等評価委員会における県事務局の対応について（その1）	意見	101	事業担当部局からの詳細な説明を省く場合において評価委員会のメンバーに事前説明がなされている場合は、公共事業等評価委員会の議事録の中にその旨を記載するのが望ましい。	今後、委員会において説明を省略する場合において、評価委員会のメンバーに事前説明を実施している事項については、その旨議事録に記載することとする。
27	公共事業等評価委員会における県事務局の対応について（その2）	意見	103	再評価制度に際しての公共事業等評価委員会において、対象事業の費用対効果が著しく変動しているのであれば、県事務局は公共事業等評価委員会において計算根拠等の変更を説明することが望ましい。	今後、対象事業の費用対効果が著しく変動する場合には、委員会において計算根拠等の説明を行うこととする。

*ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ